

吉川公園 行為許可申請について

吉川公園では、公園内で撮影（業として写真又は動画等を撮影すること）・イベント等の行為を実施する場合、行為許可申請が必要となります。

吉川公園内でこれらの行為を実施される方は、原則1週間前までに申請書を提出して下さい。(運動施設利用の場合は、大宮公園事務所に申請)

なお、内容・条件・規模によっては許可できない場合もございます。

(撮影が可能な日時は、平日の9時から17時まで)

まずは、みさと公園管理事務所（Tel048-955-2067）までお問合せ下さい。

「写真・動画等の撮影について」

- 1 写真・動画等の撮影を実施する場合は、下記の条件を必ずお守り下さい。
 - ①一般来園者の公園利用を妨げない。
 - ②許可範囲以外の場所には、立ち入らないこと。
 - ③一般来園者にカメラ等を向けないこと。
 - ④期間中の事故については、申請者の責任において処理すること。
 - ⑤公園内の施設、樹木を破損しないようにすること。
(破損した場合は、原状回復していただきます。)
 - ⑥行為の終了後は、ゴミの後片付けに十分注意し必ず持ち帰ること。
 - ⑦都市公園法、埼玉県都市公園条例及び許可条件を遵守すること。
 - ⑧官公署等へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。
 - ⑨公園係員の指示に従うこと。
 - ⑩公園内へ車両を乗り入れないこと。
(撮影等でどうしても必要な場合は、公園と相談して下さい。)

2 写真撮影料金

1時間 1, 570円（埼玉県内に住所を有する方）

※法人の場合は、会社の所在地が適用されます。

※県外の方は、1時間 2, 355円となります。

3 動画撮影料金

1時間 4, 500円（埼玉県内に住所を有する方）

※法人の場合は、会社の所在地が適用されます。

※県外の方は、1時間 6, 750円となります。

「その他の行為（大会・イベント等）について」

撮影以外の行為についても、同様の許可条件をお守り下さい。

「行為許可申請」をする際は、行為許可申請書の他に撮影内容がわかるもの（企画書・概要等）の提出が必要となります。